

## 学生居住支援事業家賃補助金交付要綱

### (総則)

第1条 大学等の学生が駅周辺谷戸地域の階段上部に居住し、地形の特性上から生活に困難をきたしている高齢者の基本的な生活サポートや地域活動を行う事業（以下単に「事業」という。）を実施する家屋に居住する学生が支払う家賃に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駅周辺谷戸地域 谷戸地域のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 階段上部 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車が入ることができる道路から階段を概ね40段以上登る場所及びこれに相当する場所をいう。
- (3) 学生 大学、短期大学又は専修学校の専門課程に在学している者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の趣旨を理解し、かつ、事業を積極的に行う意思のある学生であること。
- (2) 在籍する学校を卒業する時期まで、当該家屋に居住する見込みであること。
- (3) 当該家屋が学生居住支援事業実施家屋選定要綱（平成28年11月1日制定）の規定により選定された家屋であること。
- (4) 当該家屋の所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること。
- (5) 当該家屋に入居後、住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。）を行うこと。
- (6) 当該家屋が存する地域の町内会又は自治会に加入すること。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号

に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、月額 5,000円とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 町内会又は自治会に加入したことを証する書類

(3) 学生証の写し

(補助金の請求)

第6条 補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定により毎月の活動の実績に基づいて交付するものとし、補助金を請求をしようとするときは、規則第11条第2項に規定する請求書に支援活動報告書(当該月中に活動した内容をまとめたもの)及び家賃の支払いを証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 鷹取1丁目及び鷹取2丁目
- 2 追浜本町1丁目
- 3 追浜東町1丁目から追浜東町3丁目まで
- 4 追浜町1丁目から追浜町3丁目まで
- 5 追浜南町1丁目
- 6 船越町1丁目から船越町5丁目まで及び船越町7丁目
- 7 田浦町1丁目から田浦町5丁目まで
- 8 長浦町1丁目から長浦町5丁目まで
- 9 吉倉町1丁目及び吉倉町2丁目
- 10 西逸見町1丁目から西逸見町3丁目まで
- 11 東逸見町1丁目から東逸見町4丁目まで
- 12 坂本町2丁目及び坂本町4丁目
- 13 汐入町1丁目から汐入町5丁目まで
- 14 本町2丁目
- 15 緑が丘
- 16 若松町3丁目
- 17 三春町5丁目及び三春町6丁目
- 18 富士見町1丁目から富士見町3丁目まで
- 19 田戸台
- 20 深田台
- 21 上町1丁目から上町4丁目まで
- 22 佐野町1丁目及び佐野町3丁目